平成２２年（フ）第２２７号
茨城県坂東市生子366番地１
債務者　塚原喜久子
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２８号
茨城県筑西市中舘1099番地１－８号棟
債務者　潮田　幸恵（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２９号
茨城県筑西市伊佐山６番地３
債務者　大高　宏平
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２３３号
茨城県古河市松並１丁目26番３号　ミントハウスＡ－201
債務者　岡野　智子
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２３４号
茨城県古河市磯部27番地　雇用促進住宅１号棟305号
債務者　細川　剛志
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２４８号
茨城県筑西市伊佐山188番地２　ブレス・コート202、前住所茨城県那珂市後台2397番地４
債務者　鈴木　　勉
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田500番地１
債務者　塩谷　由美
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５６１号
兵庫県姫路市青山西２丁目20番１－103号　コーポ青山Ｉ
債務者　小野　幸浩
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５６６号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目９番地３　姫路大津鉄筋住宅05号棟0503号
債務者　草部　隆宏
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５６９号
兵庫県姫路市野里慶雲寺前町１番３－112号　おおひハイツ
債務者　中尾やす子
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５７５号
兵庫県姫路市白浜町甲840番地14市営白浜南住宅３棟3102号石田方、従前の住所兵庫県姫路市青山西２丁目22番22－505号　第一青山ハイツ
債務者　山元　順子（旧姓上床）
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８３号
兵庫県赤穂郡上郡町竹万125番地１　プロムナードＥｍａ202、従前の住所兵庫県佐用郡佐用町久崎418番地
債務者　小林　宏明
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８６号
兵庫県加古川市西神吉町辻153番地、従前の住所兵庫県加古川市西神吉町岸154番地の１　グランシティ加古川308号
債務者　奥　　広美
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８７号
兵庫県姫路市花田町勅旨103番地　勅旨第二住宅４－437、住民票上の住所兵庫県高砂市米田団地10番202号
債務者　黒葛原亜希子（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３３号
鳥取県米子市旗ケ崎７丁目23番22号－Ｅ号
債務者　神　　満久
１　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第８６６号
広島市南区東雲１丁目19番２号、申立時の住所広島市南区東雲２丁目13番12－407号
債務者　福田　和平
１　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部